

次世代知財システム検討委員会の開催について

平成 27 年 11 月 6 日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

1. 趣旨

- デジタル・ネットワークの発達は、地理的・空間的な制約を解消し、あらゆる情報がデジタル化されて大量に蓄積し、誰でもそれにアクセスすることを可能とした。また、モバイル端末の普及は、これまで情報の受け取り手であった消費者による情報発信を容易にした。現在、IoT（モノのインターネット化）の進展により、あらゆる物にセンサーを取り付けることで、リアルタイムに現実世界の挙動を把握することが可能となりつつある。
- デジタル・ネットワークの発達とそれに繋がる人や物の増大は、全世界で生成・流通する情報量の爆発的な増大を起こしている。そこに、情報検索や解析技術を結び付けることにより、大量の情報を集積し、それを組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す、新しいイノベーションの創出が期待されている。
- 他方で、大量に生成・収集される情報の中には、コンテンツなど知的財産権で保護されている情報が混在することが想定される。本来、知財権で保護されている情報を利用するためには事前に許諾を得ることが必要であるが、大量の情報を網羅的に取り扱う場合、保護された情報とそうでない情報を区分することは困難な場合が想定される。情報の種類¹や利用の態様²、新しい情報創出への影響などを踏まえつつ、イノベーション創出と知財保護のバランスを図っていくことが課題である。
- デジタル・ネットワーク技術の更なる発展により、人工知能による創作物や、物を完全に再現できる 3D データなど、従来存在しなかった情報が生まれてくることが想定される。人工知能による創作物が、人間の創作物と質的に変わらなくなった時に、人工知能による創作物を知財制度上どのように取り扱うべきか。また、物を完全に再現できる 3D データの実現は、個人や中小企業でも世界中に製品を届けることを可能とする一方で、データとして容易に流通するため、従来の知財保護の仕組みでは侵害への対応が困難となることも想定される中、どのように対応していくべきか検討が必要である。
- さらに、デジタル・ネットワークの発展により、電子商取引による模倣品・海賊版の販売やアニメ・ドラマの違法配信など、国境を越えたインターネット上の知財侵害が深刻さを増してきている。インターネットの世界には国境がなく、現実世界を前提とした既存の法制度では、適用可能性や実効性の観点から限界があると指摘する声もある中、対応のあり方について検討を行うことが必要である。

¹ コンテンツなどそれ自体に価値があり経済的取引の対象となるような情報なのか、一つ一つはありふれたものであっても大量に集めることで新たな価値が生じる情報なのか、ということ

² 元々の情報をそのまま利用するのか、部分的な利用、変容的な利用、コンピューター内部での利用、あるいは特定の目的に限定した利用なのかということ

2. これまでの経緯等

- デジタル・ネットワーク社会に対応した次世代知財システムの検討の必要性については、「知的財産推進計画2015」策定の過程において意見があり、それらを踏まえつつ、本年6月に決定された「知的財産推進計画2015」に以下のように記載した。

(「知的財産推進計画2015」における記載(関連部分))

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

【新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討】

- ・ インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。

7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進

【インターネットを通じた知財侵害への対応】

- ・ 海外サーバーを含め、インターネット上で国境を越えて我が国に対して模倣品・海賊版を発信するサイトや行為に対する措置の在り方について検討を行う。

- これに関連して、6月19日に開催された知的財産戦略本部会合において、安倍総理から、「人工知能、3Dプリンティングの普及が進むなど、デジタル・ネットワーク時代にふさわしい著作権法などの法制度の在り方などの検討にもしっかりと取り組んでいく」旨の御発言があったところ。
- 「知的財産推進計画2015」での決定を受け、文化庁では本年7月に、デジタル・ネットワークの発達に伴い著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズ募集を実施。文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置し、寄せられたニーズを基に、権利制限規定の在り方について、10月より議論を開始。